

真岡ロータリー奨学生募集要項 「修学資金」

1 目的

真岡市、芳賀町、市貝町の中学校に在籍する3年生を対象に募集し、高等学校に進学することが決まった生徒が、生徒が属する世帯の経済的理由により修学できない場合に学資の一部を支給し、広く有能な人材を育成することを目的とする。

2 応募資格

次の条件をすべて満たす生徒を対象とする。

- (1) 真岡市、芳賀町、市貝町の中学校に在籍する3年生、学校教育法等に定める高等学校に入学しようとする生徒で、学習活動その他の品行が正しく、健康で将来良識ある社会人として活動できる見込みがある生徒。
- (2) 父母又はこれに代わって家計を支える方の平成 年中の認定所得金額が別表1の収入基準以下である世帯に属する生徒。

3 募集人数 全体で10名以内。

4 支給金額 年5万円 返済不要。

5 支給期間 3年間。但し、定時制高校に進学した場合も3年間とする。

6 支給方法 年2回支給（3月と9月）。但し、面談の際、修学資金を必要とする詳細を確認したうえで年1回に変更することができる。

二年次、三年次の支給は、在学証明書又は学生証のコピーの提出をもって行う。

例) 高校一年生 入学決定時、入学準備金等
二年生 修学旅行資金等
三年生 受験費用、就職準備金等

7 応募手続き等

(1) 応募期間 毎年6月1日～9月14日

(2) 応募方法 申込希望者が申込書を真岡ロータリークラブ宛に申込書を請求する。
希望した者に真岡RCが申込書を郵送する。

上記期間中に真岡ロータリークラブ宛、申込書を持参又は郵送する。

(3) 提出書類（受給候補者決定後、受給候補者の保護者が下記該当書類の何れか指示

されたものを提出する)

①世帯収入のわかるもの(源泉徴収票又は住民税決定証明書)

②生活保護受給証明書

③住民税非課税証明書

④家族全員の住民票

⑤中学2年次通年、中学3年次1学期までの学校通知表の写し

(4) 申込書並びに提出された書類は、奨学生選定及び決定のためにのみ使用する。

8 選考方法

選考方法は、住民税非課税世帯、生活保護受給世帯、準生活保護受給世帯、一人親世帯、多子世帯等経済的に厳しい世帯に属する生徒を優先する。

同等の受給候補者が多数の場合、生徒・保護者同伴の面談、又は在学において中学2年次及び3年次1学期までの学校通知表平均値が5段階評価で3.0以上であることを基に選考する。

9 奨学生の決定等

(1) 提出のあった書類等について審査・選考し、12月14日に奨学生を決定する。

(2) 修学資金は原則年2回(例3月と9月)、修学資金を必要とする時期に奨学生の父母等が指定する銀行口座に振り込む。但し、面談の際、資金を必要とする詳細を確認したうえで年1回に変更することができる。

10 その他

(1) 奨学生候補者として決定された場合、奨学生は高校合格後、速やかに入学許可書ないしそれに代わる物の写しを当クラブ宛に提出しなければならない。

(2) 奨学生候補者に選定された生徒の申込書の記載事項に偽りがあった事が判明した場合、奨学生の父母等に事情聴取後支給を取り消すことができる。

(3) 奨学生が不登校、休学、退学の状況に陥った場合、指定様式で届け出なければならない。

退学、休学、不登校の場合は、原則支給を停止する。但し、休学、不登校の場合は面談による事情聴取後支給を一時停止することがある。事情聴取に応じない場合は支給を停止する。

(4) 振込まれた修学資金の使用明細のわかる領収書等の写しを真岡ロータリークラブ事務局に提出しなければならない。

(5) 奨学生は、当クラブに関し、各種書類の提出以外には何ら義務を負わない。

1 1 問い合わせ先

真岡ロータリークラブ事務局 電話 0285-84-2511

真岡市荒町1203番地 真岡商工会館内

ホームページ <http://rc-moka.jp/>

別表1 収入基準額

世帯人員	収入基準額
1人	1,390,000円
2人	1,980,000円
3人	2,120,000円
4人	2,290,000円
5人	2,390,000円
6人	2,500,000円
7人	2,620,000円
7人を超える場合	1人増すごとに120,000円を世帯人員7人の収入基準額に加算します。

※所得等の特別控除については、栃木県育英会に準じていますので、ご不明の点がある場合、真岡ロータリークラブ事務局までご連絡ください。